

# 總同盟罷業の法律的側面

A LEGAL ASPECT OF A GENERAL STRIKE

助 教 授

大 濱 信 泉

ASSISTANT PROF. N. OHAMA

1926

# 總同盟罷業の法律的側面

大 濱 信 泉

私はこの論文に於て、英國這般の general strike が英國法上適法のものか、若し不適法のものなら如何なる結果をもたらすであらうか。専ら法律的の見地から之を取扱つて見たいと企てたのであつた。併し法律上の議論をするにしても、罷業そのものゝ真相や社會性を明かにして置くことが矢張り必要であるとの考へから、はしがきといった様な意味で冒頭に罷業の原因や經過を書いた。併し書き上げてのち再び読み返してみると、はしがきが長すぎた様な氣がする。と言つて全然不必要なものとも思はない。たゞ之を掲載する雑誌の性質上此點に興味をもたれぬ讀者があるかも知れない。そいふ人々は(五)以下を讀んでいただき度いと思ふ。(於倫敦)

## (一)

近代國家は何れも、政治的革命と産業的革命との二つの革命を経て來た。而して政治的革命は、人類に自由と平等とを約束し、産業的革命は、物質上の富と文化とをもたらした。併し此政治的約束は完全に果たされなかつたのみならず、人類共同の所産たる文明文化も、一部階級の獨占享樂するところとなつて終つた。そこに自由も平等もない。人類の大半は、貧のどん底に虐げられて居る。當初に於ける社會機構 (mechanism) の誤りと、これを運用する人間自身の利己性とは、遂に無産階級といふ大きな犠を、現代國家に遺し傳ふるに至つた。現代國家の最

も大きな悩みの一つは、正しく此遺産の處置、即ち無産階級解放の問題である。

而して此無産階級解放の運動は、二つの方面に於て營まれて居る。労働組合運動と無産政黨の運動が即ちそれである。今やこの二つの勢力が車の兩輪となつて、次の時代への進轡を續けて居る。此の齒車の一回轡は、又其自體社會革命として、人類の長い歴史の一頁を占むべきものであらう。

無産階級運動は、凡ての社會革命がそうである様に、新しき社會秩序への理想運動であると同時に、人類を制度の犠牲から救はんとする、人道運動である。人道運動であり、理想運動であるが故に、人の心を動かさずには置かぬ。今やその勢力は化して決河の流れとなつて終つた。最早や如何なる勢力と雖も、之を沮止すべくもない。又苟も聰明と良心ある者は、此歴史的必然に對して、横車を押すの愚を演ぜぬであらう。

無産階級運動は、其刺戟や指導が外部から來るものであらうと、其基礎は矢張り、無産階級自體に置かれなければならぬことは言ふまでもない。それが政治運動であらうと、經濟運動であらうと、其原動力が無産階級自體の中から迸り出でざる限りは眞に社會革命の力とはならない。而して此勢力は、今日の社會組織の下にありては、労働組合といふ無産階級の團結を源として生れ來るものである。實に労働組合は、無産階級解放運動の本營であると同時に、戦線に於ける軍勢其のものである。

斯くの如く労働組合は、無産階級解放運動に於ける、政治的及び經濟的兩方面の礎石であるけれども、労働組合の第一次的の職能は、矢張り労働者の雇傭條件の改善と言ふことにある。而して此目的は、團體交渉に依つて實現せられ、又此取引に於ける公平は、同盟罷業と言ふ武器に依つてのみ、労働者は資本家の不當搾取から解放されるのである。労働組合の武器としての同盟罷業は、それが單一の産業又は個々の雇主に對して行はれた場合に於ては、其描く波紋は極めて小さい。従つて武器としての效力を充分に發揮するがためには、同盟罷業は可及的大規模に行はれねばならぬ。而して罷業が大規模に行はれるがためには、労働組合自體が其組織を擴大し、其團結を鞏固にすることが必要である。従つて労働組合は、漸次合同 (Amalgamation) 又は聯合 (federation) に依つて、其組織が擴張せられねばならぬ。斯くの如くにして、労働組合は遂に一國內の労働階級の全部又は殆ど大半を包含し、一個の中央集權的組織を有するに至る。此域に達した時、そこには既に無産階級の一王國が建設せられた譯である。

而して一國內の労働階級の殆ど全部が労働組合の中に整頓せられ、且つ之が中央集權組織に集注した場合に於て最早やそれは資本家に對する脅威のみではない。國家其のものに採つても決して侮る可からざるものである。試みに全労働組合が相團結して、一齊に罷業を宣告した場合を想像せよ。場合に依つては

國家權力其のものも、労働組合の前に首を垂れねばならぬであらう。従つて總罷業は、無産階級解放運動の最後の武器だと言ひ得る。併し労働組合が此最後の武器を手にする事は、中々容易のことでは勿論ない。又労働組合が其域にまで發達した場合に於ても、愈々此武器を使用すべきや否やは、結局其指導者等の政治家の良心に俟たねばならぬ。

## 二)

吾々は労働組合運動の母國たる英國に於て、此恐ろしい總罷業なるものを見た。勿論這般の總罷業は文字通りの總罷業でなかつたかも知れぬ。併し其規模の大きかつた點に於て、矢張り總罷業の名に相應しい。兎に角英國のみならず、全人類史上に於ても前例に乏しい出來事である。又未曾有の出來事として政治、道德、法律其他各方面に看過することの出來ない重大問題を提供して居る。勿論之等の問題は決して耳新しい問題だと言ふ譯ではない。概念の世界に於ては、可成り論じ盡された寧ろ陳腐に屬する問題である。併し概念が一度事實に翻譯された場合に於ては、其痛切の度は決して同一ではない。或場合には、々は概念の世界に於ける、認識不足を痛感せられることさへある。私は今此罷業が展開した諸問題を一々把へ來つて各方面から論及しやうと言ふのでは勿論ない。私はたゞ法律學徒の一人として、

此罷業の提供した問題の、法律的側面のみを觀察してみたいと思ふ丈である。併し、假令觀察を法律的側面に止めるにしても、事實の梗概を記述することが必要な順序であらう。

英國這般の罷業は人も知る如く、其端を石炭坑夫の賃銀問題に發して居る。端を發してゐるばかりではない。爭議の原因は其表面に於ては終始此點に限られて居た。従つて爭議の直接の當事者は坑主と坑夫等である。勞働協約の單位から言へば、坑主協會 (Mining Association) と坑夫組合聯合會 (Miner's Federation of Great Britain) との間の勞働爭議なのである。従つて此表面上の理由から推せば、他の勞働組合は坑夫組合の主張を貫徹せしむるため援助したまでのことで、此同情罷業が結局總罷業にまで發展したと言ふことに歸着する。然らば坑夫組合の爭議に就いて、何故に他の組合があれ程大規模に参加するに至つたかと言ふことが、矢張次に來る可き疑問でなければならぬ。而して此疑問は、炭鑛業が英國産業組織の中に占めて居る特殊的地位と、最近に於ける英國勞働組合運動の思想的背景に一瞥を與ふるならば、自ら釋明することである。

炭鑛業は實に英國に於ける經濟生活に於て、最も重要な産業である。農業を除けば、最も多くの勞働者を使用してゐる點に於て炭鑛業は實にその第一位を占めて居る。英國全人口の十二分の一以上が直接炭坑業に依つて、生活してゐると聞いたら其の規模の大きいことが想像出來やう。それのみではない、製鐵業、

造船業、機械製造業は勿論、海運、鐵道等苟も英國の主要産業と稱せられるものにして炭鑛業に依據して居らぬものはない。従つて炭鑛業は英國の經濟生活の最も基礎的のものである。炭鑛業に於ける一搖りは全産業組織の震動を意味する。故に労働組合の立場から見ても、其攻撃戦の場合でも防禦戦の場合でも、炭鑛業は其本陣地でなければならぬ。

今炭鑛業に罷業が宣告せられた場合を想像せよ。それは前述の如く、全經濟組織に對する脅威を意味するものであるから、國家の福利を双肩に擔つてゐる政府も、傍觀する譯には行かない。このことは坑夫等の大罷業が常に議會の介入、即ち新法律の制定に依つて解決せられ來つた歴史が、最も雄辯に物語て居る。斯くの如くにして、坑夫等は一九一一年に最低賃銀法、一九一九年に七時間労働法、一九二一年に全國均一賃銀率法 (National Agreement) を得、更に一九二四年には賃銀の一般引上を得るに至つた。而して炭鑛業に於ける爭議は、議會を強制することすらも容易である。坑夫等の爭議に他の労働組合が參加援助する可能性は、實に此點に存する。又消極的の方面から觀れば、前述の如く炭鑛業は最も基礎的の産業であるから、炭鑛業に於ける雇傭條件の低下、殊に賃銀の引下は、直ちに他の産業に其波紋を及ぼし易いと言ふことである。過去に於て労働組合は、其苦い經驗を嘗めさせられて來た。従つて今や坑夫等の雇傭條件に大斧鉞が加くられんとするに當つて、労働組合が相協

力して之を死守せんとすることは自然の勢であらねばならぬ。

尙這般の總罷業を研究するに當つて見逃す可からざることは、無産階級運動の思想的背景である。英國労働組合運動も、世界大戰後著しく階級闘争の目標へと直進して來た。全労働組合は無産階級意識を以て結束訓練せられ、其團結は一個の戰鬥單一として、資本階級に挑戦し、無産階級の解放と言ふ一個の共同目的に、驀進すべく其陣營が整へらるゝに至つた。従つて一労働組合に對する資本家の攻撃は、最早や一部労働者に對する問題ではない。全無産階級に對する挑戦として意識せられる。而して全無産階級が一體として之に應戦せんとするのは、心理的に必然のことでなければならぬ。のみならず最近兩三年に於て英國労働組合の中にも、所謂左傾派の革命思想が擡頭するに至つた。即ち無産階級團結の力を以て、一氣河勢に社會改造の大業を成し遂げんと言ふのである。このことは共產黨 (Communist Party) 及び Bolshevism を其標語とする少數運動 (Minority Movement) 等が、露農ロシアより可成莫大な資金の援助を受け第三インターナショナルと相呼應して、組織的に宣傳と策戦計畫とに、著々その歩を進めつゝある事實に依つて知ることが出来る。勿論此極端な左傾派の勢力は英國労働運動に於ける主流勢力とは言へないであらう。併し労働組合運動の進路を決定する有力な要素の一つであることは疑ひない。



## (三)

私は今迄英國這般の總罷業の前提要素とも言ふ可きものを説明して來た。併しこれは總罷業の爆發可能性の摘示に過ぎない。如何に爆發性のものと雖も、何の誘因なしに、其自らの力のみを以て爆發するものではない。必ずや其處には爆發を誘ふ可き媒介がなければならぬ。然らば這般の總罷業の誘因は何であつたか。

前にも一言した様に、總罷業の直接原因は坑夫等の賃銀引下の問題であつた。一九一九年坑夫等は七時間労働法を得、更に一九二一年には全國均一賃銀率法を得た。其後石炭等の海外的景氣が急に訪れたので又一九二四年に、前の協定賃銀の一般的引上をすることが出來た。然るにこの協約をなした後、石炭業に再び不景氣が襲來した。そこで其協約の更改期たる去年の七月末に至つて、坑主側に於ては一九二四年の賃銀率を以つてしては到底國際的競争に對抗し得ざることを主張し、賃銀の引下を提案するに至つた。而も此坑主側の主張は必ずしも無理のものではなかつた様である。寧ろ一九二四年の賃銀率其のものに無理が包含されて居たのである。と言ふのは一九二四年に賃銀の一般的引上をなし得たといふのは、結局佛軍がルール (Ruhr) の炭鑛を占領した反響に過ぎなかつたからである。歐大陸に於ける石炭の主要産地たるルールが、佛軍に依つて占領せられた

結果、ヨーロッパの石炭需要は急に英國に向つた。併しそれは固より永續的のものではない。一度占領が解かれ、其生産が平常に恢復すると同時に、需要は再び英國を去らねばならない。のみならず、英國炭鑛業の競争國たる獨逸は勿論のこと、歐洲の何の國に於ても、坑夫等は、英國のそれに於けるよりも長き労働時間、而も低き賃銀で働かされて居る。従つて國際競争に對抗するの必要上、英國の坑主等が生産費の輕減、即ち労働時間の延長又は賃銀の引下に向はんとすることは、當然過ぎる程當然のことである。

併し、坑主側の主張が如何に合理的のものであらうとも、坑夫側に於いてこれが鵜呑みにされる筈のものではない。何故なら、産業上の損失は労働者側の犠牲に依つてのみ償はる可き性質のものではないからである。一九二四年に協定せられた賃銀率と雖も、決して坑夫等の心から満足して居る所のものでは勿論あり得ない。而もこの賃銀ですら、彼等は罷業を重ね、實に惡戰苦闘の結果、漸くにしてかち得たところのものである。従つて賃銀引下の要求は、彼等に採つて死の宣告にも等しい脅威でなければならぬ。此脅威に對して階級意識に燃えた全労働組合が協力して、最後まで死守せんとしたのも亦、當然中の當然である。殊に英國労働運動を率ゐる労働黨 (Independent Labour Party) が社會主義を以て其指導精神としてゐるのであるから、炭鑛業の如き主要産業に就いて、國有論を振りかざさぬ筈はな

い。前述の如き資本主義の弊は、炭鑛業の國有 (Nationalization) に依つてのみ救済し得ると言ふのが彼等年來の主張である。

従つて昨年七月末、坑主側が貸銀引下の提案が入れられなければ、坑口閉塞の外なき旨の最後通牒を發したのに對して、全労働組合は國有論を提議し、總罷業の宣言を以て之に應戦せんとした。尙炭鑛業の國有に就いては、労働組合をして之を強調せしむべき他の事情が伏在して居る。それは彼の一九一九年の Sankey Commission である。一九一九年の罷業に際して、時の政府は委員會を設置し、之をして充分善後策を講究せしめ、其建言は直ちに之を實現せしむ可きことを労働組合に約束したのであつた。併し其の約束は守られなかつた。其委員會——委員長が Mr. Justice Sankey なりしたため Sankey Commission と通稱せらる——が英國炭坑業を救ふ道は、國有の外なき旨を建言したに拘らず、政府はこれを實行しなかつたのである。此一事は今に至るまで労働組合の骨髓に徹して居るところの政府及資本家に對する恨みの一つである。彼の時政府が約束を守り、國有を實行してゐたならば、今日かゝる羽目に陥る筈はなかつたであらうと言ふ考へは、終始労働黨及労働組合の指導者の頭を去らない。そこで昨年七月、坑主側が愈々行詰つてゐると見るや、此時逸す可からずとして、全労働組合は炭鑛國有を叫び、總罷業の武器を以て其主張を貫徹せんと試みたのである。

坑口閉鎖の揭示を一方に見、總罷業の恐ろしき武器を他方に

突きつけられて、進退に窮したのは今の保守党内閣である。坑主側に對して舊契約の續行を強制するとは、固より經濟的の原則が之を許さぬ。と言つて労働組合の主張を入れて、直ちに國有を斷行するとも、保守黨本來の政策上無理な注文である。そうかと言つて政府には總罷業に應戰する丈の勇氣と準備に缺けてゐた。これでは全く八方塞りの窮地に陥つて終つた形である。

此窮地を切り抜けるために案出せられた策が、例の補助金の給與である。而して議會に於て此補助金策が確定せられたのは、昨年七月三十一の夜、實に坑口閉鎖通告の満了前數時間内の出來事であつた。幸にして此窮餘の策は一時的にもせよ難局を彌縫することが出來た。坑主側をして一九二四年の協定賃銀の儘、本年四月三十日迄坑夫の雇傭を繼續せしめ、このために生ずる損失は、政府に依つて補償し、同時に政府は委員會を設置して之を充分調査せしめた上、改善策を建言せしめ、之に依つて本年五月一日後の方策を立てんとしたのが即ち政府の採つた彌縫策なのである。之に基いて政府の給與した金額は、實に二千三萬磅以上に達して居る。而して愈々九月四日附の勅命 (Royal Commission) を以て、Sir Herbert Samuel 以下四名の者に依つて委員會が設置せられた。此委員の任命に就ても一言せねばならないことがある。英國從來の慣例に依れば、此種の委員の中には、爭議當事者の双方から其代表者が加へられるのが常であつた。然るに此度の委員の任命は全然其方針を異にし、

公平を期すると言ふ名の下に、局外者のみが委員に任命せられた。其方針の是非は兎も角として、労働組合側に少なからず不安、猜疑の感を抱かしめたことは疑ふ可くもない。何故と言ふに、任命せられた委員は、炭鑛業に直接關係のない第三者とは言ひながら、何れも肩書附の御歴々揃ひであつて、無産階級運動に何等縁のない人ばかりであるからである。もつと極端な言ひ方をするならば、無産階級が當面の敵としてゐる資本階級に屬する人々なのである。或は労働組合側に於ても之等の委員の報告書に付いて、その資本家的僻見を一々具體的に指摘することは不可能かも知れぬ。併し敵の言ふことが當にならぬと言ふ疑惑を起させる可能性は充分にある。又現にこの種の宣傳の口實を與へて居ることは争へない事實である。

兎に角前記委員會は、坑主側及坑夫組合側双方の意見を徴したことは勿論のこと、其他實地踏査等色々の手段を以つて、かなり綿密なる調査を遂げた後、本年三月六日其報告を完成するに至つた。此報告は英國炭鑛業の缺陷を指摘し、爭議の因つて來るところを衝きとめ、其改善の策として大體二十三箇條の建言を含むものである。而して之等の建言には相當坑夫側の福利にも意が注がれて居て、其ために坑主及政府に多大の負擔を要求してゐる點も少くない。かくて政府は三月二十四日に至つて、右の建言を全部承認し、之が實現に必要な手段を採る可きことを宣言し、同時に坑主側及坑夫側組合に於ても、之に基いて新

規の協約を締結すべきことを勧告した。そこで坑主側に於ても甚だ濫々の態度ではあつたが、兎に角四月一日に至り、政府の勧告に従つて、右建言を基礎とした契約條件を提示して、坑夫組合側に其同意を求めた。此場合に於ても坑夫組合は、坑主側の提案に應じかねた。何故かといふに、其提案の中に賃銀の引下と其全國契約 (National Agreement) を地方別契約 (District Agreement) に變更することが包含されて居たからである。尙報告書の建言中には、労働組合同年來の主張たる炭鑛國有は採用せられて居らなかつた。併し國有への階段とも言ふ可き、小企業の合併に依る大々的組織改造と言ふことが提言せられて居るから、此點は先づ我慢が出来る。併し何としても賃銀の引下と地方別契約とは、坑夫側の承認し能はざる所である。其後數回の交渉も遂に妥協點を見出すこと能はずして、補助金の満了期たる四月三十日迄來て終つた。たゞ茲に見逃すことの出来ない點は、四月三十日に至つて、坑主側の主張が、賃銀の問題から労働時間延長の問題に置き換へられたことである。即ち賃銀引下及地方別契約を拋棄して、現行の七時間を八時間に改めんと提案するに至つた。固よりこの提案も坑夫側の容れるところとはならなかつた。斯くの如くして、遂に政府の補助期間は満了し、坑口閉塞は翌五月一日から實施せられ、全く昨年七月末日の状態、否寧ろ其れに一步を超へた形にまで進展して終つた。

そこで舞臺は更に一回轉して、労働組合總評議會 (General

Council of Trades Union Congress) の采配を振ふ可き筋書にまで發展して終つた。最早や問題は坑夫聯合會對坑主協會の問題ではない。坑夫組合は愈々其交渉の不調に終るや、一切の交渉權及び指揮權を總評議會に委ぬるに至つた。坑夫組合長 Herber Smith 氏の言を假りて言へば、坑夫等は最後のピトスルを除いて全部を總評議會に提供したのである。斯くの如くにして總評議會は背後に四百餘萬の労働者軍——總聯盟 (Trades Union Congress) に加入せる労働組合——を牽ひて戦線に立つに至つた。併し此場合總評議會の地位は、昨年七月末に於けると同一であるとは言ひ得ない。何故なら過去九ヶ月間に政府に於ては既に總罷業に應ずる丈の十分の準備が整つて居つて、最早や政府は昨年七月末に於ける様に、弱腰である必要はないからである。加之政府及坑主側には、其主張を支ふ可き委員會の綿密なる、報告書なるものがある。従つて労働組合側が、其報告書を覆すに足る丈の資料を提供せざる限り、其主張は輿論の前に一種の我儘としか受取れない。昨年の七月末に最も窮地に陥つたのは政府であつたが、今や其地位は正しく逆である。労働組合自身が却つて陥穽に追ひこめられた状態になつて終つた。といつて従來の行掛り上、労働組合は今更おめおめと政府と坑主の前に首を垂れる譯には行かぬ。のみならず前にも觸れて置いた様に、左傾派の勢力がある。労働組合員の脈管の中には、階級戦と言ふ血が跳つて居る。そこで總評議會は總罷業の可否を全

働組合の決議に問ふた。其結果は三、六五三、一二七對四九、〇一一といふ絶對多數を以て可決せらるゝに至つた。總評議會はそこで五月三日の夜半十二時より總罷業を斷行すべき旨の宣言をなした。又政府に於ても、非常権力法 (Emergency Powers Act) を布告して愈々總罷業に備ふるに至つた。

總罷業は愈々宣告せられてみたものゝ其結果を豫期すれば何人と雖も一先づ躊躇せざるを得ない。そこで最後の瞬間まで總評議會の交渉委員會と政府とは必死になつて其交渉を怠らなかつた。兎に角三日の夕刻までには一の妥協案が成立しかゝつてゐたのである。即ち政府は當分補助金を繼續し、總評議會の側に於て坑夫組合をして、一時賃銀の引下に同意せしむると言ふことが其妥協案の骨子なのであつた。若しも順調に事が運べば、總罷業は避け得たかも知れない。然るにこの一縷の望の綱も、一二の不謹慎者の行爲に依つて遂に切斷せらるゝに至つた。と言ふのは三日の夕刻 Daily Mail 社に起つた出來事である。同新聞の其翌日の朝刊に表はる可き“君國のために”(for King and Country) といふ社説が、偶々労働組合を罵倒したものであつたために、印刷工等は其印刷を拒絶した。そこで新聞社に於ては之を以て總罷業が開始せられたものとして内閣に報告するに至つた。時恰も首相官邸に於ては、閣員と労働組合の代表者等が前記妥協案の熟議中であつた。前記新聞社の出來事は、此會議に列席して居た人々の耳に、晴天の霹靂として響いたであらう。



元來總罷業の開始は正十二時の約束である。それまでにはなほ數十分の餘裕がある。之を避く可く巨頭連は今や鳩首して會議をして居るのである。然るに何事ぞ、外部に於ては、すでに罷業の火蓋が切られて居るとは。この報傳はるや、首相は嚴然として交渉の打切りを宣言した。最早や總罷業が開始せられた以上、其脅威の下に交渉を繼續することは不可能だと云ふのである。政府の立場として此態度は必ずしも不當とは言へぬであらう。併し總評議會側の人々に採つても、前記の出來事は全く其豫想せざるところである。前記印刷工等の行爲は私的のもので、決して總罷業の一部と見る可きではない。總評議會の代表者等は其點を明確にした上で、尙政府と交渉を續けんと試みた。併し時は最早や十二時に迫り、又政府に於ても更に交渉を再開するの雅量と誠意とに缺けて居た。斯くの如くにして夜の進行と共に、遂に總罷業の第一日に入るに至つた。

固より労働組合側の理想と、政府及資本家等の抱く意見との間には根本的の相違があつたのである。併し愈々國家の危急に際すれば、政治家の頭には必ずや妥協性が作用するものである。兎にも角にも双方譲り合つた結果、薄紙一重の境まで相接近して來た。然るに今一息といふ瞬間に至つて、一二の逆上者の行爲に依つて全局面を根底から破壊して終つたのは、返す返すも遺憾である。吾々は茲にも民衆運動の指導者と民衆との間に、其人格の點に於ても、又其時局に對する理解の點に於ても、可成

りの距離の存在することを見る。一將功成つて萬骨枯るの諺も眞理であらう。だが又一卒の誤りによつて老將九尋の功を一簣にして缺かせることも事實なのである。

#### (四)

兎に角二三の氣早者の過ちに依つて五月四日の朝から、全英國は總罷業の混亂の中に捲き込まれて終つた。果してこの罷業が何れの側の勝利に歸したか、それは私の今茲に論ぜんとするところではない。私は寧ろこの總罷業は如何なる結果をもたらしたかを述べて見たい。

今暫く事實を離れて想像を逞しうすることを許されよ。文字通りの總罷業が行はれたらどうなるか。疑ひもなく社會の秩序は寸斷せられる。生活の必需品も立ちどころに缺乏し、國民は先づ第一に饑餓と闘はねばならぬ。今日の物質文明の特質は、物資の生産分配及消費の各過程が大規模に、而も極めて複雑に相互依存の關係に組立てられて居ることである。言葉を換へて言へば、社會生活が實に細かい相互連繫の網の目に依つて支へられて居るのである。而して總罷業は取りも直さず、この細かい社會連繫の網を寸斷するとに外ならないのである。社會の秩序が寸斷されたら、其處には混亂と争闘とのみが残されるであらう。總罷業が革命手段だと言われるのは全く此點に存する。

内亂を豫想せずして總罷業は宣告せられるものでない、と労働組合運動の大立物たるクラインズ氏 (Clynes) が戒めたほどである。然らば此革命に直面して、社會秩序、國民生活の安全は何人に依つて保障されるか。言はずもがな、制度の上に於ての此全責任は政府の双肩に擔はされて居る。而して政府が其責任を果たし、以つて國民生活の危急を救ふの路はたゞ二つある。即ち労働組合の主張を入れて總罷業を回避するか、然らざれば秩序維持、國民生活保障の名の下に、其手に托された國家權力を利用して、労働軍と相闘ふかである。軍隊、警察其他國家權力の發動と見る可き法律は凡て労働軍に對して向けられる。

現内閣は去年の七月に於ては前者を採り、今年五月に於ては後者の路を採つた。又何れの國に於ても政府の擇一は多くの場合常に後者にある。現内閣が昨夏労働組合に讓歩したと言ふのは、既に説明して置いた様に眞の讓歩ではなかつた。唯労働軍との戦ひを今年の五月まで延期したに過ぎないのである。斯くの如く總罷業は其出發の動機が何れにあつたらうと、愈々事實となつた場合には、最早や争議の直接當事者たる労働組合と雇傭者との間の問題ではない。寧ろ政府其のものと全労働組合との戦となつて終ふ。政府が結局に於て、資本家擁護の役目を勤めねばならない様になつて終ふことは、此場合に於て吾々は、はつきりと認識される。

労働軍が國家權力の代表たる政府と相闘ふと言ふことは、同

時に總罷業が反國家的行爲と言ふことを意味する。傳統的の言ひ方をするならば、總罷業は實に非國民的行爲の最たるものだと言ふことに歸着して終ふ。労働組合の指導者等は遂に國賊朝敵の汚名を被らざるを得ない。抑々國民の大半を奈落の底から救ひ、國家そのものを非人道的不合理な秩序から合理的な基礎へ導かんとした努力は、遂に國賊呼りをされねばならぬとは何といふ皮肉か。而も總罷業を非國民的行爲と誹るのも、前述の如く論理の許すところなら、また之を以て國家の救ひの手だと考へることも等しく論理的の結論である。これが論理の矛盾でなくて何であらう。私は茲では此矛盾は論理の桁違ひ、出發點の相違からのみ來るものであること丈を答へて置く。

私は今總罷業が如何なる結果をもたらすかを想像し、其上に論理を發展させて見た。之がまた概念の世界に於ける總罷業論でもあつた。併し吾々は今回の總罷業に依つて、事實の上に右の概念が決して大なる誤りでないことを實驗した。英國の總罷業は實に政府と労働者軍との戦ひであつた。労働組合の指導者は、政府側から恰も朝敵の如くに非難せられ、總罷業に参加することは非國民的の行爲だと教へられた。又總罷業に直接關係のない——總罷業を無産階級と資本階級との階級闘争とみて——中産階級が有意識的にせよ、無意識的にせよ、結局愛國心の冠を被て政府軍に加つて労働者軍と戦つたのである。マルクスの階級闘争の理論がプログラム通り、演出せられた様な氣がする。

前にも述べて置いた様に、英國這般の總罷業は決して文字通りの總罷業ではなかつた。英國労働組合運動の中に革命思想の擡頭しかけて居ることは争へないであらう。併し露農ロシアから流れ込む宣傳と黄金の力は、未だ英國労働組合運動の主流を赤く染め上げることは出来て居ない。豫言は固より慎む可きことではあるが、結局ボルセビズムは英國の土地では實を結び得ぬ毒草なのであらう。左傾しつゝあるとは言ひ得ても、英國労働軍の參謀部は矢張り、昔ながらの右側の路を辿りつゝあるのである。英國労働組合の指導者は、一夜の革命を夢みてはゐない。現今の英國にマルクスやレーニンの教へた革命の前提要素と言ふものが、完成してゐると思はれない。兎に角労働組合の總評議會は總罷業の斷行を宣告はしたものの、彼等指導者等の政治家的良心と賢明とは此總罷業に依る社會革命を躊躇せしめた。彼等が總罷業に依つて達せんとした目的は、其表面に於ては坑夫等の雇傭條件の維持と言ふことであつた。或は彼等の其主張の背後には何等かそれ以上期待したものがあつたかも知れぬ。併しあつたとしたところで、此一舉に依つて、彼等の理想を實現せんとしたのではないことだけは明らかである。確かに局限せられた目的のために過剰の手段を用ひた觀がないでもない。目的が始めから局限せられて居たのであるから、彼等は可及的手段の過剰をもこれを制限せんと努めた。兎に角全部の労働組合を一齊に總罷業の戦線に立たしめたのではない。交通、印刷、製

鐵製鋼、金屬工、化學工業、建築、瓦斯、電氣の供給等に從事する労働者を動員したければ、國民生活の最少限度を支ふるに必要と見らる可き労働の撤回は之を避けたのである。即ち食糧の供給、保健、衛生の事業等に從事する労働は總罷業に参加す可べからずとした點は、明らかに此罷業に依つて國民生活を根底から覆さんとすることを避けた證左である。

のみならず労働組合の指導者は、此罷業に依つて暴動騒亂の蜂起せんことを恐れ、労働組合全員に對して輕舉妄動を嚴重に戒めた。彼等が與へられた法律秩序の限界内に於てのみ、其目的を達せんとしたことは明らかである。併し如何に手控へがなされたと言つても、あれ程大規模に労働が撤回されては、産業國の重層的社會連系の秩序が圓滿に保てる筈のものでは勿論ない。又嚴重に訓令が發せられたとしても、混亂の淵に臨んで群衆の足竝が一絲も亂れないとは誰が保證出來やう。従つて國家權力の干涉が當然に正當とせられねばならぬ。而してこの國家權力との接觸面が即ち總罷業の法律的側面なのである。私の議論はこれから法律の圏内に立ち入るわけである。

#### (五)

以上の事實を念頭に置いて法律の畑に踏み込んだ時に、先づ第一に逢著する問題は總罷業の立憲性である。殊に民主制の憲

法の下に於て、總罷業は憲法と正面衝突をするのではないかとの疑問が起る。

這般の總罷業に就て言ふなら、總評議會は坑夫等の雇傭條件の維持といふことを目的として居た。併し總罷業に依つて彼等が何人に向つて其主張を強制せんとしたか。此點を明らかにしたら上述の疑問は自ら判然する。昨年の七月に於ては労働組合は公然と炭鑛業の國有論を掲げて總罷業を宣告した。此場合總罷業に依つて強制せらるゝ相手方は勿論政府又は議會である。何故なら今日の憲法の下に於て議會の介入なしに、國有が行はる可き筈はないからである。併し今回の總罷業に於ては其事情は左程明瞭ではない。と言ふのは今度の罷業は、坑主側が賃銀の引下又は労働時間の延長を提案したのに對し、労働組合側が結束して之に反抗したに止るからである。だから表面的の觀察を以てするならば、今回の總罷業によつて強制せんとした相手方は、坑主等であるかの觀がある。併し事實の真相は必ずしもさうとは言へない。何故なら坑主側の主張は、労働組合が的確に反駁することの出來ぬ科學的調査の上に基礎付けられて居るからである。兎に角労働組合の主張は、坑主側に採つては之に服することの出來ぬ無理な注文である。其主張は結局に於ては政府が何事かをなさざる限り、到底容れらる可きものではない。又補助金が給與せられてゐた事實、又は最後の交渉が結局政府當局との間になされて居た経緯から推せば、此場合も労働組合

側は政府に對して何事かを強制したことに歸着する。此點が今回の總罷業に於ける労働組合のダイレンマである。而して政府が労働組合側の主張を入れるためには、結局議會の介入を待たねばならぬ。従つて今回の總罷業も議會強制のためになされたと言ふ結論まで到達する。そこで問題は、一體労働組合は消極的の暴力を以て議會を強制することが許容せらる可きか否かの憲法論となるのである。

抑々現今の立憲政治は、議會と言ふ輿論の府を以て國家意思の決定機關とする。而して國家意思の内容が民衆の輿論に依つて基礎付けられて居るといふのは、選舉權の行使に依つて各人の意見が議會に代表されてゐると言ふ前提の下に於て是認せられる。今日の選舉權や政黨組織が果たして科學的の精確さを以て國民の輿論を代表して居るものであるか否かは、大いに疑問の餘地があらう。併しそうでないところで、兎に角議會に於ける多數決の意思を以て、國家意思となすことが今日の憲法組織である。而して議會がこの職能を全ふするがためには、選舉權の行使が公明正大にされねばならぬことは勿論であるが、議會に對して外部からの強制があつてはならぬことも亦最も必要な條件である。議會を以て民衆政治の機關と是認するからには假令自分の意見に反する場合に於ても、議會に於ける多數決の意思は、國家の意思として之に對する服從が要求せられねばならぬ。若し議會の多數決の意思の拘束性を否認することが許容せ



られるならば、それは明に議會の否認、憲法の排除そのものである。

今般の總罷業は繰り返して説明して置いた様に、表面に於ては如何であつたらうと、其結局に於ては議會強制を當然に相伴ふべき性質を帯びて居た。又政府に依つて、そふ言ふ形式を採る様に組立てられて來たとも言へる。

労働組合の主張は、假令それが四百余萬の労働組合員の意見であつたとしても、將又全無産階級の支持するところのものであつたとしても、其政黨の關係上議會に於ける多數の容れるところでなかつたことは明白であつた。それだからこそ労働組合は總罷業に出たのである。總罷業の暴力を以てすれば、議會の多數も彼等の主張を容れるであらうと豫想したのであらう。茲に注意せねばならぬことは、總罷業と普通の示威運動との區別である。示威運動は輿論喚起のために、即ち民衆の視聽を引き附けるためになされることもある。併し所謂狹義の示威運動とは若し自己の主張が容れられなければ望ましからざる結果の到來す可きことを、相手方に明示又は暗示する團體運動の謂である。總罷業は一見此意味の示威運動の様に考へられぬこともない。總罷業が單に言葉の上の宣告に止り、又労働者等の決意を示す例の行列又は民衆大會に止る場合に於ては、勿論示威運動と何等選ぶところはないであらう。而して此種の示威運動は平和的手段で行はれた場合に於ては、決して有害のものではない。従つ

て法律の干渉すべき事柄でもないであらう。併し總罷業が愈々斷行せられ、其豫示した恐る可き結果が事實となつた場合に於ては、最早やそれは示威運動と同一ではない。貴様を殺すぞとの脅迫が、實際に殺して終つた殺人の既遂と同一でないのと其軌を一にする。そこで吾々は議會又は政府を強制するために、又は其必然性を持つ總罷業が、憲法に對する挑戦であり、或程度に於て議會否認の直接行動であることを知る。又總罷業が非國民的の行爲となされ、其劃策をした指導者等が恰も國賊であるかの如く罵られるのは全くこれがためである。

實に總罷業の非立憲性は、總罷業の第一日の夜、議會に於て首相自らが放つた攻撃の第一矢であつた。勿論労働黨の人々及び労働組合の指導者等は、此攻撃に對して極力辯解に努めた。其辯解の要點は、結局總罷業をなすに至つた動機である。彼等の言ふところに依れば、總罷業は決して政府又は議會を強制する目的のためになされたのではない。ただ坑夫等の主張を貫徹せしめるために全労働組合が其援助を與へたに過ぎない。従つて普通の同情罷業と同一視す可きもので、決して合同の總罷業を以て憲法に對する挑戦と見る可きではないと言ふのである。法律至上主義 (Supremacy of Law) の英國に於て、憲法否定の主張ほど恐ろしいことはないであらう。吾々は彼等の心中の苦痛を充分察することが出来る。併し問題は或一定の行爲の道徳性や法性を判斷するに當つて、動機を標準とす可きか、或は行

爲の結果を物差として計る可きかにある。一定の行爲の社會的價値が、其動機の如何に左右されるものだとしても、行爲の當初に於て、必然に豫想せらる可かりし結果も亦計算の中に入れなければならぬことは言ふまでもない。否寧ろ現今の法律學は動機よりも結果、或場合に於ては結果のみに重きを置いて居ると言つてよい。

總罷業が政府又は議會を其因果率の圏内に導き入れ、之をして何事かをなす可く強制する必然性を持つた場合に於て、總罷業の主體は之を豫想したると否とを問はず、其責任を負ふ可きである。假令今回の總罷業に對する責任が政府當局の不誠意にあつたとしても、之に依つて憲法に對する挑戦たることを帳消しすることは出来ぬ。そこで吾々は總罷業が必然的に直接行動の性質を帶ぶる以上、在來の議會主義とは到底調和し難きものであることを知る。結局總罷業は凡ての革命がそうである様に勝てば官軍敗ければ賊軍とならざるを得ない。總罷業が其性質上、大規模に於ける社會秩序の破壊又は混亂を相伴ふものである以上、既存の秩序を以て之を判斷すればどうしても是認せられないことになる。併し反對に一度總罷業に依つて新しい秩序が打立てられた時には、最早やそれは古い物差しを以て計る可きものではない。兎に角總罷業が既存の社會秩序の軌道の上になし遂げられると考へることは誤りである。たゞ總罷業の眞の價値はそれに依つて達せんとした目的の倫理的性質や、或は罷

業に伴ふ害悪と功績との比較衡量等に依つて、後世の歴史家のみが之を公平に判断し得可き特權を持つべきものであらう。

上述の總罷業に對する反憲法論は政治家に依つて唱導せられて、寧ろ政治論として議會内に於ても新聞紙上に於ても取扱はれて居た。總罷業が法律問題として重大な意味を持つのは、寧ろ労働組合法の範圍に於てである。私はこれから労働組合法を通して總罷業を觀察して見度いと思ふ。總罷業が非立憲的の行爲であるか否かも、寧ろ總罷業の違法性の標準として、直接の意義を有つものであらう。加之上述の憲法論も大いに疑問の餘地のあるものである。

#### (六)

總罷業の眞最中純法律的の見地からその違法性を指摘し、同罷業に参加せる組合員が、労働組合法 (Trade Union Law) に依つて保護せらる可きものでないことを主張したのは、自由黨 (Liberal Party) の Sir John Simon である。同氏は英國有数の法律家であり、嘗つて檢事總長 (Attorney General) の職にあつた人であるから、其法律上の意見は世間的に相當權威のあるものである。同氏が總罷業の第四日目即ち五月七日の夜下院に於て總罷業不法論を叫び出すや、人々の耳に恰も夜半の警鐘の如くに響いた。何故なら總罷業に参加してゐる人々は勿論のこ

と資本家側も、局外者も、之を法律が労働階級に與へた罷業權の行使とのみ思ひ込んでゐたからである。勿論この罷業に依つて革命が全ふせられ、労働霸權が樹立せらるゝなら、現在の法律と正面衝突することは問題でない。併し繰り返し説明した様に、今回の罷業にその可能性は固よりのこと、かゝる目的が包含せられて居たとは言へない。總罷業が違法とせられた場合、それから來る結果は後に説明する様に、労働組合に取つて非常な打撃である。而も其影響は彼の政治論としての非憲論の如くに間接的のものではない。

前記 Sir Simon の演説のあつた後、十一日目には高等法院 (High Court of Justice) に於て、Justice astbury に依つて Sir Simon の説を鵜呑みにした様な判決が言ひ渡された。總罷業違法論は最早や一二の人々の私見ではない。勿論最終的のものではないが兎に角裁判所に依つて有權的に決定されて終つた。私はこの總罷業違法論の叫びが十二日に於ける總罷業中止の決定的原因であつたとは思はない。併し兩者の間に相當有力な因果關係の存することは否定出來ないと思ふ。

こゝで吾々に非常に異様な感じを起させることは、抑々英國の労働組合運動に於て、總罷業戰術は可成以前から論ぜられて居るところであり、又現に昨年七月からそれが公然と宣言せられて、政府も其對應計畫に没頭して來たのに拘らず、今日に至るまで其法律上の性質が一般に明瞭に意識せられて居なかつ

たことである。それには色々の理由が掲げられやう。

従來同情罷業 (sympathetic strike) は法律上是認せられて來た。現に一九二一年の三角同盟の如きは其最も大きな例である。而して總罷業も事實に於て同情罷業の擴張したものに過ぎない。従つて法律が可成大規模な同情罷業を認めるなら、其範圍を擴大したに止る總罷業も、法律上是認せらるゝであらうとは、當然の推理でなければならぬ。總罷業の法性に就て何人も疑を抱かなかつたのは何の無理もない。然るに突如として總罷業を普通の同情罷業と區別し、特に之を違法だと叫び出すに至つたのは、總罷業が國民生活に堪ふ可からざる結果をもたらすものと經驗した結果、生れた一種の反動的思想であると言へる。尙此外に總罷業の法性が従來曖昧に附せられて來たことに就ては、一二の事情が附加し得らるゝ様に思ふ。

英國の労働組合法は英國のすべての法典がさうである様に、一定の方針とか、或は指導原理とか、兎に角一貫した思想體系の下に制定せられたものではない。此點に於て英國の立法は大陸諸國や日本のそれと大いに趣を異にして居る。英國人はどこまでも經驗主義實證主義の國民である。一つの法律を制定するに當つて彼等の念頭に置かれることは、既に經驗せられた斷片的の事實であつて、決して理論的に組立てられた概念ではない。彼等の制定する法律の規定は大體に於て經驗の範圍に止まり、概念を發展させることを企てない。英國の立法が歸納に終始し

て演繹的でないと言われるのは、全くこの點に存する。而してこの歸納法の必然の結果は、法典が peace-meal となつた統一的の體裁を備へないことになり、また經驗は新事實を支配する法則をその中から抽出することが容易でない。のみならず英國の法律家の態度が又極端な經驗主義である。英國の法律書を繕いて先づ氣に付くことは、普通法 (Common Law) に關するものたるゝと制定法 (Statutory Law) に關するものたるゝとを問はずそれが判例彙集に過ぎないで、決して其敘述の間に普遍的通則といふものが見出せないことである。法律註釋とは言つても、判例を適當の項目の下に按配排列したにすぎない。法學雜誌に於ける論叢ですら、其の凡てが過去に關するもので、英國の法學者に依つて將來を論ずることは一つのダブーであるかの如き觀がある。兎に角未經驗の新事實に對して適用せらるべき法則 (Rule) は、當該事件を審判すべき判事のみが其時に於て判示す可きものであつて、何人もこれを豫め論ず可きものでないことは、英國の法律家を支配してゐる思想である。前説 Sir Simon の演説のあつた翌晩、下院に於て労働黨内閣の Solicitor General であつた又現に同黨の法律顧問 (Standing Council) たる Sir Slessor が、總罷業の違法性は結局裁判所の決定すべき問題で、而して此點に關する何等準據すべき判例もない。従つて Sir Simon の見解は何等權威のあるものでなく、また其權限を有せざるものが、豫め云爲すべきものでないことを暗示した態度は、最もよく

前記の英國法律家の思想を表はしてゐる様に思はれる。判事立法 (Justice-made Law) より法學者立法への推移は、米國に於ける傾向とは言へても、英國に於ては適用性の乏しい命題ではあるまいか。

ところが判事といふものは、其前に提出せられた具體的事案を判斷することが、其本來の仕事である關係から、努めて法則の概化 (generalization) を避ける。従つて判事が判決に依つて示す法則は、自己の判決を支持するに足る必要の程度に止まり、類似又は近似の事案に對する法則を示すことをしない。勿論或場合には所謂 *obiter dictum* (附帶意見) に依つて新法則を暗示することもあるけれど、兎に角總罷業に就て之を違法性なりとする根據は、到底過去の判例又は判例の附帶意見の中から見出し得ない。斯様の事情があるから、總罷業が愈々事實となるまで、其法性が公けに論ぜられなかつたのは何の不思議もないと言へやう。

總罷業の違法となる根據は四つある。

- (1) 罷業は産業争議 (*industria! dispute*) に就てのみ法律は之を認める。然るに今回の總罷業に参加したる労働組合中には、坑夫組合 (*M.F.G.B.*) を除き何等産業争議を有してゐなかつた。
- (2) 政府や議會強制の目的のため、即ち政治的目的のためになさる可きでない。然るに今回の總罷業は雇傭主に對し



て労働組合の提案を強要するためではなく、寧ろ政府に對して何等かを要求するためになされた。

(3) 罷業をなすに當つては、雇傭契約解除の通知 (notice) を與ふべきである。然るに各労働組合は此手續を履んで居らぬ。従つて契約違背である。

(4) 今回の總罷業は労働組合の規約に違背してなされた。従つて違法である。

此等の理由を逐次敷衍して説明することにしよう。

#### (七)

罷業は産業争議の存する場合に於てのみ、罷業權の行使として法律は之を是認する。然るに今回の總罷業に参加したる労働組合中、坑夫組合を除いては、何等の産業争議なくして罷業に参加した。従つて坑夫組合以外の組合に就いて言へば、今回の罷業は適法のものとは言へない。

總罷業が坑夫等の雇傭條件に其源を發し、又争議の原因は終始此範圍を出でなかつた。従つて争議直接の當事者は坑夫組合のみであつて、他の労働組合は其雇傭主との間に何等争議の原因なくして、たゞ坑夫組合に同情し之を援助するために、罷業をなすに至つたことは固より疑問の餘地はない。之を最近の労働運動を指導してゐる階級理論から言へば、全労働階級は其全體

が、資本階級と相對立する一個の社會單位として意識せらる可きもので、其一部に對する資本家の攻撃は、階級意識の上に於ては直ちに全體に對する攻撃とせられねばならぬ。此理論から言へば、坑夫組合の爭議は同時に全労働組合の爭議である。従つて坑夫組合以外の労働組合を以て、直ちに産業爭議の原因なくして罷業したとは言へなくなる。

そこで問題は、この階級理論を如何なる程度に法律が是認してゐるかである。換言すれば、階級意識に基く同情罷業が如何なる範圍に於て認められるかが問題である。然るに Justice Astbury は此點の論議をすることなくして、「坑夫組合以外の組合に何等産業爭議なく、又労働組合總聯盟 (Trades Union Congress) と政府及國家との間に何等の産業爭議が存在しない。従つて今回の總罷業は違法である」と甚だ跳躍的論理を以て判決するに至つた。(No trade dispute has been alleged or shown to exist in any of the Unions affected, except in the Miner's case, and no trade dispute does or can exist between the Trades Union Congress on the one hand and the Government and the Nation on the other.) 此判決は非論理的である計りでなく、裁判官のなす可からざることを敢て犯してゐる疑ひがある。併し私は其點の批評には立ち入らない。

前にも述べて置いた様に、從來同情罷業は法律上適法のものとして來たのである。又一九〇六年の労働爭議法の解釋上、

同情罷業は適法とせられてゐる。同情罷業を適法とする根據たるの條文は、一九〇六年の産業争議の第五條第三號である。同條文に依れば、

産業争議 (trade dispute) とは、何人かの雇傭 (employment) 非雇傭 (unemployment) 又は雇傭條件に關する労働者と雇傭者間、又は労働者相互間の争議を意味し、而して労働者 (work man) とは産業に雇はれたる凡ての者を言ひ、其者が争議の發生したる産業に使用せられてゐると否とを問はないと規定して居る。(In this Act and in the Conspiracy and Protection of Property Act, 1875, the expression "trade dispute" means any dispute between employers and workmen, or between workmen and workmen, which is connected with the employment or non-employment or the terms of the employment, or with the conditions of labour, of any person, and the expression "workmen" means all persons employed in trade or industry, whether or not in the employment of the employer with whom a trade dispute arises; .....

此意味に於ける争議解決の手段として労働組合に同盟罷業權が與へられて居るのである。而して此條文を卒直に其文言通りに解釋適用するならば、坑夫組合以外の労働組合に就ても産業争議がなかつたとは言へない。何故ならば産業争議とは、何人か

の雇傭條件に關する爭議であつて、必ずしも特定の組合と其雇傭主との間の爭議たることを要しないからである。故に又産業爭議のために他の組合が罷業をなすことは、法律の與へた罷業權の行使だと言はねばならない。然らば前記判決が今回の總罷業に於て、坑夫組合以外に産業爭議がないとしたのは如何なる理由に基づくか。判決自體には不親切にも何等の説明も示されてゐない。惟ふに判事は總罷業を違法のものだと最初から極めてかゝつて、其理由を前記の條文から演繹することの困難又は不能なることを豫知して、當然なさねばならぬ説明までも避けたのであらう。而して労働組合總評議會と政府又は國家との間に産業爭議は存在せず、又存在すべき筈はないなどと附加して居るところなどは、確かに今回の總罷業を政治的目的のためになされたのだとの、獨斷を抱いてゐたことを、偶々仄かして居る。此點は次項に於て詳述したいと思ふ。

尙前記産業爭議の意義及同情罷業の範圍に就て之を制限せんとする傾向は、判例の上に於て認められないことはない。それは同法律の第三條の解釋に就てある。同條は産業爭議を豫期し (contemplation) 又はその促進 (furthrance) のためになされた行爲は、單に契約違背の教唆又は他人の勤務妨害の理由に依り、訴へられること即ち不法とせらるゝことはないと規定して居る。(An act by a person in contemplation or furthrance of a trade dispute shall not be actionable on the ground only that

it induces some other person to break a contract of employment or that it is an interference with the trade, business, or employment of some other person, or with the right of some other person to dispose of his capital or his labour as he wills.) 従つて茲に所謂 in Contemplation or furtherance of trade dispute が罷業に参加することを包含するものとしたら、争議の當事者以外の罷業即ち凡ての同情罷業は適法のものとしてせられねばならぬ。一九〇九年 Conway v. Wade 事件が貴族院に來た時に Lord Loreburn は furtherance とは help, assistance, encouragement を意味するものと判示したことがある。併しこの見解は同事件の判決理由でもなかつたので、勿論拘束力ある判旨 (authority) とは言へない。のみならず事實に於ては其後幾多の罷業が行はれ、又それ等の同情罷業が不法とせられたことはなかつた。(The English, Review, June, 1926, p. 748) (The Solicitor's Journal May, 1926, p. 625) 従つて同情罷業の一種たる總罷業を違法とすることは、前記條文の解釋判例の上からは到底是認せられないことになる。Justice Astbury の判決には、何故に今回の總罷業が産業争議法の所謂 trade dispute に該当しないかの理由を示して居らぬけれども、恐らく總罷業は其結果に於て、普通の同情罷業とは決して同一でないとの結論から其根據を求めたに相違ない。その結果とは、總罷業はそれが純粹の産業争議に原因したとしても、其進展の過程に於て、必然的に政府の介入を要求し、結局労働組合と政府又は國家と

の争ひの形成を取るに至ることである。かゝる結果に立ち入れば、其争議は政治的争議の性質を帯びるに至り、労働組合が政府を強制することとなる。之が即ち(五)に説明した違憲論である。右の判決に於て No trade dispute does or can not exist between the Trades Union Congress on the one hand and the Government and the Nation on the other. と言つたのは恐らくこの意味であらう。

## (八)

總罷業違法論を最も明瞭に説いたのは、前にも觸れて置いた様に Sir John Simon の演説である。而して同氏の所論は明らかに前記の結果論である。その所論によれば、今回の總罷業が、産業争議に其端を發した同情罷業の一種であることは認める。併しそれ程大規模に罷業が斷行せられた結果は、國家生活全體に對して恐慌を來す。必ずや政府が時局收拾の局に衝らねばならぬ。先づ其總罷業が労働組合側の勝利に歸したと假定せよ。其結果は雇傭主を強制したのではなく、政府又は社會全體に對して何事かを要求したことにならねばならぬ。而して此結果は當初から豫想せらる可きことである。産業争議法は同情罷業を認めてゐるけれ共、其罷業は産業争議に關するものを是認して認めるのであつて、政府又は國家強制のために所謂政治的目的

のためにも、之を是認する趣旨ではないと言ふのである。殊に同氏は産業争議法制定當時の議員であつた關係上、議會に於ける討論を引用し、今回の總罷業の如きは其立法の當時之を豫想しなかつたこと、換言すれば同法は政府強制のために、又かゝる結果を招來すべき總罷業は、之を認むる趣旨ではなかつたと附加した。

此議論は一應尤もの議論である。殊に立法論としては大いに傾聴に價するものであらう。併し解決論として又反駁の余地がある様に思はれる。

元來純政治的目的のために總罷業が是認せられないことは、解釋論として勿論のこと、立法論としても是認せられないことは言ふまでもない。何故ならば政治的目的のために總罷業を認めることは、憲法政治の否認に等しい一の自殺論であるからである。併し今回の總罷業が最初から政治的目的のためになされたとは言はれない。寧ろ罷業を宣告した人々のその理由とするところは、飽くまでも坑夫等の雇傭條件の現状維持といふ、産業上の争議に限られて居る。たゞその規模が大きすぎたために政府の介入を必要とし、偶々政治的色彩を帯びるに至つたに過ぎない。換言すれば、政府の介入は産業争議の偶然の結果に外ならない。此偶然的附隨的の結果を把へ來て、争議全體を政治的のものだと解することは、本末顛倒と言はねばならぬ。若しこの議論を是認するならば、凡ての大罷業はそれが數種の産業に

互の同情罷業でなくとも、政治的のものだとして違法とせねばならぬのではなからうか。現に坑夫組合の全國的罷業には、從來政府が介入して、其主張の一部を容れて漸く解決をなして來た歴史さへある。程度の差こそあれ、凡ての大罷業は國民生活に對する脅威であり、又政府の介入せざる可からざる可能性がある。決してこの意味での政治的色彩は、總罷業に限つたことではないと言はねばならぬ。従つて總罷業を他の同情罷業又は個々の産業に於ける大罷業と區別して、これのみを違法とすることは到底議論として成立し得可きものではない。

元來一の社會的事象に就いて、經濟的爭議と政治的爭議とを區別せんとすることが、無理ではあるまいか。政治的爭議と言ひ、經濟的爭議と言ひ、たゞ觀察方面即ち其概念の單位の相違である。假令觀念の上に於て區別が立てられるとしても、其觀念の對象たる事實は一つであつて決して二つではない。たゞ觀察點を異にして二つの意義が附せられるといふに過ぎない。若し強いて此區別を立て、罷業の違法性を決定するとしたら、凡ての大罷業は違法だとの結論にまで到達せねばならない。

尙勞働組合が食料品其他國民生活の必需品の供給に就いて、政府と相協力すべきことを最初より申出で、又組合員全員に對して嚴肅なる訓令を發して、法令の違反其他社會の秩序を亂すが如き行爲を戒めたこと等を考慮の中に入れるならば、今回の總罷業は強ち政府又は國家を強制するためになされたとは言は



れないではなからうか。

斯く論じ來れば總罷業を非立憲的の行爲とし、之を基礎として總罷業違法論を唱へることは、可成怪しいものであると言はねばならない。單に總罷業の結果の餘りに偉大なるに困惑した揚句生れ出た一つの反動論であつて、何等法律上の確な根據のない議論だと言はねばならぬ。

併し總罷業が英國現行法上の解釋上、適法のものだとの結論に到達したとしても、——又法文の理論的解釋は當然にこの結論に導くものだが、——總罷業は資本階級に對する脅威たるのみならず、無産階級に採つてもそれ以上の恐ろしい結果をもたらすもので、兎に角濫用す可からざる最後の武器であることは争はれない事實である。言はば總ての罷業が既に國家に於ける一種の毒藥療法だとさへ言へる。この毒藥療治を必要とするところに、現代國家の矛盾が存する。而して總罷業は、實にこの毒藥の極限を意味する。其最終の一摘に依つてそれが毒ともなり又藥ともなる。此極限まで毒藥を盛ることを許すか、或は一定の限度に之を制限するか否か、結局議論の分岐點である。法律のなす可き仕事は、即ちこの毒藥の度盛に一定の限界線を設くることであらう。而してこの線を引く可き限界は人々の意見に依つて決して同一ではあり得ない。従つて又それが結局人工的 (artificial) 又は專斷的 (arbitrary) のものになつて失ふことも避け難い。英國法に於ても、今回の判決が其限界を確立したも

のとは言へない。

(九)

次に今回の總罷業を違法とする第三の根據は、契約違背即ち債務の不履行と言ふことである。個々の労働組合員は、其契約締結の手續が團體協約の形式を経たると、又は直接任意契約たりしとを問はず、雇傭主との雇傭契約に依つて法律上結合されて居る。而して労働組合員が此雇傭契約上の義務から解放せられるためには、契約解除の手續を踐まねばならぬ。もつと具體的に言へば、彼等が其労働を撤回するには、前以て其旨を豫告せねばならぬ。而して此事は罷業權の行使の場合に於ても同一である。従つて契約解除の豫告は、罷業權行使の前提要件と言はねばならぬ。然るに今回の罷業に参加したる労働組合（坑夫組合を除き）は、其手續をすまさずして労働を撤回するに至つた。従つて雇傭契約の違背があり、又同時に罷業其のものは罷業權の適法なる行使だと言ふことは出来ぬといふのである。

この契約違背論は何人からも反駁せられなかつたし、又反駁の餘地のないものであらう。併しこの意味での總罷業の違法論は、左程重大の價值あるものではない。何故ならば其違法の結果が單に契約違背者の損害賠償責任に止るのみならず、又一時間前の豫告でさへも契約解除の手續はなし得るものであるから

である。

尙違法論の第四の根據は、組合規約違背と言ふことであつた。労働組合は其規約に於て、罷業の條件として組合員の三分の二以上の同意を要すと規定してゐるものが多い。然るに今回の總罷業に於ては、各組合又は各支部の幹事が労働組合總評議會の決議に基づいて組合員を罷業せしめ、前記の三分の二以上の同意を求める手續を踐まなかつた。従つて組合の幹事即ち指導者等は、組合規約違背の責任を負ふ可きであると言ふのである。

併し組合規約は組合員間の契約に過ぎない。假令これが労働組合内部の法規だと言ふことが出来ても、國家の法律だとは勿論言へない。従つてこの理由を以て、今回の總罷業を國法上違法のものだとは言へない。

#### (十)

私は今まで總罷業の違法論の根據を説明して來た。これから總罷業が違法とせられた場合、如何なる法律上の結果をもたらすかを説明して見やう。

一體違法と言ふ言葉は法律上色々の意味を有し、其意義如何によつて結果も亦相異らなければならぬ。而して違法といふ言葉には、其法律上の價值に従つて四つの意義が附せられる様と思ふ。(1)刑罰法規違背、即ち犯罪、(2)不法行爲、(3)契約違反、

(4)私法自治の限界、が即ちこれである。

今回の總罷業が犯罪と言ふ意味に於て違法であつたか、換言すれば其違法とせらるゝ結果は、總罷業が犯罪を構成するに至るかと言ふに、此問に對する、解答は可成困難である。若し總罷業が——凡ての罷業に就ても同様であるが——犯罪を構成するとしたら、それは徒黨罪 (conspiracy) としてある。何故ならば、數人の結合行爲自體が其の目的が不法であるとの理由に依つて犯罪となるのは、この徒黨罪であつて、罷業とは共同的勞働撤回のためにする結合行爲に外ならぬからである。各個人は勞働す可きか否かの自由を持つてゐる。假令契約違背に該當する場合でも、一定の職業から勞働を任意に撤回することは、それ自體犯罪を構成するものではない。この理は數人の勞働者が同時に其勞働を撤回する場合でも、相互の間に何等の共謀がない限り、同一でなければならぬ。併し相共謀して勞働を撤回した場合に於ては、不法の目的のために共謀したと言ふことに歸着する。此不法の目的のための共謀即ち結合行爲が、英國法に所謂徒黨罪 (Conspiracy) なのである。尙相互の勞働條件を協約することは、普通法上の取引自由の原則 (principle of restraint of trade) に反し、又他人に對しその現に従事しつゝある勞働を撤回する様に勸告することも、他人の業務妨害禁止 (interference) の原則に違背するものである。從來勞働組合の組成、又は同盟罷業が徒黨罪とせられて來たのは全くこれがためであ

る。

然るに一八七一年の労働組合法 (Trade Union Act) は、労働組合を適法のものとし(第一條)、一八七五年の徒黨罪竝に財産保護法 (Conspiracy and Protection of Property Act) は、或條件の下に同盟罷業を徒黨罪とせざる旨を規定するに至つた。従つて總罷業の犯罪性は、前記徒黨罪法 (第三條) に依つて決定せらる可きものと言はねばならぬ。

Conspiracy and Protection of Property Act. (1875)

3. An agreement or combination by two or more persons to do or procure to be done any act in contemplation or furtherance of a trade dispute between employers and workmen or workmen and workmen shall not be indictable as a conspiracy if such act committed by one person would not be punishable as a crime.

本條に依つても同盟罷業のための結合行爲 (agreement or combination) が、徒黨罪としての違法性を阻却せられるがためには、産業争議を豫期し又は之が促進のために (in contemplation or furtherance of trade dispute) なされたものでなければならぬ。従つて若し今回の總罷業が Justice Astbury の判示の如く、産業争議のためになされたものでないと云ふことになるならば、犯罪構成の可能性のあるものと言はねばならぬ。前記判決及び Sir John Simon の演説の中にもこの重大な點に就て、

何等の暗示さへも與へられて居らぬことは遺憾である。

併し總罷業が茲に所謂産業爭議の豫期又は促進のためになされた行爲に該當せず、従つて前記條文に依つて保護せらる可きものでないとしても、直ちにこれが徒黨罪を構成するものとは言へない。特定の罷業が徒黨罪を構成するか否かは、専ら普通法 (Common Law) に依つて決定せられねばならぬ。而して前記法律の制定以前にあつても、凡ての罷業が徒黨罪とせられたのでは勿論ない。此點に關する從來の判例は區々であつたけれども、大體に於て雇傭條件改善のためになされた罷業は、適法と——即ち徒黨罪を構成せずとの意味——せられて來た。併し總罷業は其性質上個々の罷業や或は其小規模の同情罷業とは、大いに其趣を異にするものであるから、不適法の目的のための徒黨行爲となされ得る可能性がないでもない。總罷業は始めての經驗でもあり、従つてこれに適用す可き判例があるわけでもないから、此點に關する普通法上の原則は依然として不明のものだと言ふの外はない。恐らく現今の英國に於て如何に保守的頭腦の持主と雖も、總罷業を犯罪行爲なりと論斷する勇氣はないであらう。

總罷業が不法行爲 (權利侵害) を構成するとしたら、それは契約違背の勸告 (inducement of breach of contract) に依る債權侵害又は業務の不法干涉 (interference of business) と言ふ形式に於てゐる。各労働組合員は、其雇傭主との間に雇傭契約

を締結して居り、罷業とはその組合の役員が組合員に對して、其雇傭契約の破毀又は違背を命令又は勸告することに外ならぬ。而してこの債權侵害の勸告は、普通法上其自體債權侵害の不法行爲とせられる。従つて罷業は當然債權侵害の不法行爲を伴ふものと言はねばならぬ。尙普通法上に於て各人は自己の自由意思に基き、自己の欲するまゝに其業務を處置すべき自由が認められてゐる。もつと具體的に言へば、各労働者は自己の労働取引の條件を自己の欲するまゝに決定し、又雇傭主に於ても事業の經營方針、労働者雇傭の條件等を任意に決定し得る自由權を有してゐるのである。而してこの自由に對する外部からの不法干涉が、即ち業務妨害の不法行爲となるのである。然るに罷業は、労働者相互間に於ける此自由權の侵害であるのみならず、又雇傭主に對する業務干涉でなければならぬ。従つて罷業は必然的に——勿論不法の手段に依る場合に限るが——他人の業務干涉と言ふ不法行爲を伴はざるを得ない。而して労働組合を此普通法上の不法行爲責任から免除したのが、一九〇六年の産業争議法の第三條である。之に依つて罷業權が完全に確定せられた譯である。

Trade disput Act, 1906

3. An act done by a person in contemplation or furtherance of a trade dispute is not actionable on the ground only that it induces some other person to breach a contract

of employment or that it is an interference with the trade, business, or employment of some other person, or with the right of some other person of his capital or his labour as he wills.

此條文の方面に於て明らかである様に、罷業が前述の不法行爲性を阻却せられるがためには、其行爲が矢張り in contemplation or furtherance of trade dispute に關するものでなければならぬ。従つて今回の總罷業が不法行爲 (tort) となり、労働組合の幹事達が損害賠償の責任を負はなければならぬかは、専らこの總罷業が、産業争議のためになされたものであるか否かに依つて、決定せらるゝものであると言はねばならぬ。従つて Justice Astbury の判決及び Sir John Simon の演説の如く、今回の罷業を此所謂産業争議のためになされた——換言すれば法律の認めた罷業權の行使でないとしたならば、労働組合の役員等は損害賠償の責任を負はなければならぬことは勿論である。

尙前記條文の適用上注意せねばならぬことは、“on the ground only”と言ふ文言である。本條に依つて不法行爲の責任が免除せられるのは、契約違背の勸告又は業務干涉のみを理由とする場合に限られるのであるから、其他の不法の理由が相伴ふ場合に於ては、尙債權侵害又は業務干涉に於ても責任を負はねばならぬ。(Slessor and Baker, Trade Union Law, p. 226)

又今回の總罷業に於て、契約解除の通知を發せざりしたため其



労働の撤回が債務の不履行となり、各組合員が損害賠償責任を負はねばならぬことは前節で説明した通りである。

最後に、違法と言ふ概念は、私法自治の限界といふ意味に用ひられる。各人は自己の欲するところに従ひ、具體的の法律關係を任意に設定することが許される。併しその法律關係の具體的内容が、各自の自由意思に依つて決定せられると言つても、それには一定の限界がなければならぬ。其限界が即ち法律の容認する私法自治の局限である。而してこの局限は、普通公序良俗又は public policy と言ふ言葉で言ひ表らはされてゐる。即ち public policy に反せざる範圍に於て、私法自治は容認せられ、之に反したものは不法として全然法律の保護即ち法律上の効果が與へられないのである。此命題が總罷業の違法と如何なる連絡を有するかと言ふに、労働組合の内規の拘束力に就いてである。何れの労働組合も其規約に於て、組合員の除名其他給與金 (benefit) に關する條件が規定してある。即ち組合員が組合の決議又は組合役員のコマに従はなかつた場合には、除名又は給與金を剝奪す可き旨の規定がそれである。而してこの規定が一種の私法自治の行爲であり、又規約自體が何等 public policy に反するものでないことは殆ど疑ひの余地はない。併しこの規約は無限の拘束性を有するものとは言へない。それは組合の決議又は組合役員のコマが適法な場合に於てのみ強行せられる。従つて今回の總罷業が法律の認めざる不合法のものである

ならば、組合役員の罷業命令も不適法なものであるから、組合員が此命令に従はないとしても、前記の規約に依つて其給與金が剝奪せらるべきものでない。言ひ換へれば給與金剝奪の規約は役員の命令が適法である場合に限り、其拘束力を生ずるものである。

尙労働組合の規約には、罷業中組合員に對し、組合の基金から一定の金錢を給與 (strike-pay) せらる可きことが規定してある。此規定も亦一の私法自治行爲に過ぎないのであるから、法律に反せざる範圍に於てのみ有效である。従つて罷業が不適法のものである場合には、何等拘束力のないものであると言はねばならぬ。前記の Justice Astbury の判決に於ても、この理由で組合員に對し、strike-pay の支拂を禁止 (Injunction) したのであつた。